

阿見町議会会議録

令和5年第1回臨時会

(令和5年7月18日)

阿見町議会

令和5年第1回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号（7月18日）	3
○出席，欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開 会	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・諸般の報告	6
・議案第58号（上程，説明，質疑，討論，採決）	7
・議案第59号（上程，説明，質疑，討論，採決）	8
・議案第60号（上程，説明，質疑，討論，採決）	9
○閉 会	12

第 1 回 臨 時 会

阿見町告示第161号

令和5年第1回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年7月7日

阿見町長 千葉 繁

1 期 日 令和5年7月18日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

- (1) 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (2) 令和5年度阿見町一般会計補正予算（第3号）
- (3) 都再第1－1号曙地区街区公園整備工事請負契約について

第 1 号

[7 月 18 日]

令和5年第1回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

令和5年7月18日（第1日）

○出席議員

1番	平岡	博君
3番	栗田	敏昌君
4番	石引	大介君
5番	高野	好央君
6番	樋口	達哉君
7番	栗原	宜行君
9番	野口	雅弘君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑	秀慈君
14番	難波	千香子君
15番	紙井	和美君
16番	柴原	成一君
17番	久保谷	実君
18番	吉田	憲市君

○欠席議員

8番	飯野	良治君
----	----	-----

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉	繁君
教育長	立原	秀一君
町長公室長	佐藤	哲朗君
総務部長	青山	広美君
保健福祉部長	山崎	洋明君
産業建設部長	井上	稔君
教育委員会教育部長	飯村	弘一君

政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
管財課長	荒井孝之君
子ども家庭課長	遠藤朋子君
都市整備課長	糸賀隆之君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳

令和5年第1回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

令和5年7月18日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第58号 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第5 議案第59号 令和5年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

日程第6 議案第60号 都再第1－1号曙地区街区公園整備工事請負契約について

午前10時00分開会

○議長（平岡博君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和5年第1回阿見町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（平岡博君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

5番 高野好央君

6番 樋口達哉君

を指名します。

会期の決定について

○議長（平岡博君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

諸般の報告

○議長（平岡博君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告します。

今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第58号から議案第60号、以上3件であります。

次に、監査委員から、令和5年5月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので報告します。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第58号 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（平岡博君） 次に、日程第4、議案第58号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん，おはようございます。

本日は、令和5年第1回臨時会を招集しましたところ、議員各位には大変にお忙しいところ御出席をいただきまして、ここに臨時会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

議案第58号の阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第58号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第58号については原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号については原案どおり可決することに決しました。

議案第59号 令和5年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

○議長（平岡博君） 次に、日程第5、議案第59号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第59号の令和5年度阿見町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に1,430万円を追加し、195億5,269万7,000円とするものであります。

その内容は、第7款土木費の道路新設改良費で、つくば霞ヶ浦りんりんロード橋梁新設に係る予備設計の委託料を新規計上するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第59号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第59号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号については原案どおり可決することに決しました。

議案第60号 都再第1-1号曙地区街区公園整備工事請負契約について

○議長（平岡博君） 次に、日程第6、議案第60号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第60号の都再第1-1号曙地区街区公園整備工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は街区公園整備工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 曙地区街区公園の整備の工事ということで計上されたわけですが、公園に隣接するというか、もともと町営住宅の敷地を利用して造っているということなんですけれども、公園に隣接して住宅がまだ2件残っているようで、今回の計画の中には入っていないということなんですけれども、これは町営住宅かどうかということと、敷地が町の所有かどうかお伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

都市整備課長糸賀隆之君。

○都市整備課長（糸賀隆之君） お答えします。

2棟残っているんですけれども、町営住宅になります。それから、敷地につきましても町の所有という形になります。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 住まわれている方に対して、これまでも転居というか、そこではない

ところの住宅の提供をいろいろして一体的に本来は計画されていたものではないかというふう
に思うんですけども、今後、この町営住宅の状況はどういうふうになるんですか。

○議長（平岡博君） 糸賀隆之君。

○都市整備課長（糸賀隆之君） これまでも年に一、二度、担当のほうで訪問いたしまして状
況を聞いております。お住まいになっている方、御高齢の方になるようなんですけども、そ
ういった状況もございまして、なかなか、こちらから移転をお願いはしているんですけども、
ちょっと難しい状況です。

移転、退去されたときには、改めて新しく敷地に取り込みまして公園として整備をできるの
が理想だと思いますので、その段階になりましたら改めてちょっと検討させていただきたいと
思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 頂いた公園整備の計画を見ると駐車場が整備されていないということ
で、さきの全協でも駐車場は整備しないんだという話だったんですけども、整備しないとい
う理由というのはどういう理由なんですか。

○議長（平岡博君） 糸賀隆之君。

○都市整備課長（糸賀隆之君） お答えいたします。

今回の公園は街区公園という形で、近隣の主に徒歩圏でその公園を利用するような方を想定
しており、公園の種別としては一番小さな種別になります。そういったこともございまして、
近隣の方の利用というふうに限定をされておりますので、今回、駐車場は設けてございません。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） この公園に整備される様々な設備は、相当多種多様に富んでいるとい
うふうに思いますよ。遊具なんかでも子供に大人気ですよ、この複合遊具というのは。それ
からブランコがあつたり、ステップ遊具とかターザンロープとか水飲み場とか、いろいろとに
かく相当な遊具があるし、それから水飲み場とかトイレ、四阿、こういうがあるので、相当
な利用が見込まれるのではないかというふうに思います。

それで今、都市整備課長が言われた街区公園ですけども、私がちょっと調べたところでは、
街区公園の平均的な大きさが大体2,500平米、2反5畝ぐらいですよ。今回のこの曙地区
街区公園は7,500平米で、3倍ぐらいあるわけですよ。相当街区公園としては大きいし、遊具
の整備具合からすると、想定している地区内よりももっと遠くから来るんじゃないかなという
想定があります。

私も調べましたけれども、例えば、牛久の街区公園、これも小さいものから大きいものまであるんですけども、7,500平米に近い、大体5,000平米ぐらいの街区公園が幾つかありますけれども、その街区公園を見ると駐車場を整備しているんです。神栖なんかでもやっぱり整備していると。私は、あの規模であの目立つ公園、そして充実していると言えば充実していると私は思います。単なる街区公園じゃないような感じがするんですけども、駐車場はぜひとも私は必要ではないかと。例えば、緊急時に救急車が入るとか、そういうことがあってはならないんだけれども、そういうときに道路上に止まるというようなことになると思うので、この公園に駐車場を造るべきではないかというふうに思うんですけども、改めてちょっと答弁をお願いします。

○議長（平岡博君） 糸賀隆之君。

○都市整備課長（糸賀隆之君） お答えいたします。

今、議員のほうから御意見いただきましたように、街区公園としては7,500平米という形で、街区公園の中では大きな部類になります。それで、先ほど御質問いただきましたように、西側のところにある、現在、町営住宅の一部が残っているところにつきましては、必要性に応じて駐車場というのも当然、我々事務方のほうでは認識は十分ございますので、そういったところも含めて、今後、駐車場の検討というのはしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） ほかに質疑はございませんか。

16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） この場所は、ドクターヘリの発着場の計画もあるんでしょうか。

○議長（平岡博君） 糸賀隆之君。

○都市整備課長（糸賀隆之君） お答えいたします。

現在のところ、そのような計画は想定しておりません。

以上です。

○議長（平岡博君） 柴原成一君。

○16番（柴原成一君） ひたち野うしく東の街区公園にドクターヘリが緊急着陸したのを見ているので、この辺も緊急ドクターヘリの発着が必要かと思っておりますので、よろしく検討のほどをお願いします。

○議長（平岡博君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） それでは、これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第60号については、会議規則第39条第3項の規定により、

委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第60号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号については原案どおり可決することに決しました。

閉会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本臨時会に予定されました日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和5年第1回阿見町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時19分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 博

署 名 員 高 野 好 央

署 名 員 樋 口 達 哉